

■議案第23号 四万十町十和林業研修センター条例を廃止する条例について

【要旨】

四万十町昭和672番地19に設置する「四万十町十和林業研修センター」を四万十町森林組合に譲与することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

この施設は、昭和50年度に林業構造改善事業により設置された施設で、管理については、指定管理者である旧四万十中央森林組合が行ってきたところですが、耐震診断を実施した結果、耐震判断値を満たしていないことが判明しました。

本施設は1階が旧四万十中央森林組合の事務所となっていることから、協議を行った結果、合併後の四万十町森林組合としての会議室や地域の集会の場などとして活用していくという結論に達したため、耐震補強工事を実施し、譲与を行うこととしています。

【施設の概要】

名 称	四万十町十和林業研修センター
所 在	四万十町昭和672番地19
構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
建築面積	232.38 m ²
補助事業名	林業構造改善事業
事業主体	四万十町（旧十和村）
指定管理者	旧四万十中央森林組合（現四万十町森林組合）
現在の利用状況	平成21年度実施の耐震診断の結果により使用中止。平成24年度耐震補強工事を実施。平成25年4月から使用再開。